

第 2 1 号議案参考資料

議 案 名

専決処分の承認を求めることについて

(桶川市税条例及び桶川市都市計画税条例の一部を改正する条例)

1 提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、緊急に桶川市税条例及び桶川市都市計画税条例を改正する必要性が生じ、令和 5 年 3 月 3 1 日に桶川市税条例及び桶川市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 桶川市税条例の一部改正 (改正条例第 1 条関係)

【個人住民税】

① 地方税法施行規則の一部改正に伴う引用部分の整理及び字句の整理を行う。 (第 4 8 条関係)

② 肉用牛の売却による事業所得の課税の特例措置の適用期限を 3 年延長する。 (附則第 8 条関係)

③ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例を 3 年間延長する。

(附則第 1 7 条の 2 関係)

④ 字句の整理を行う。 (附則第 2 5 条関係)

【法人市民税】

① 地方税法施行規則の一部改正に伴い、引用部分の整理を行う。 (第 5 0 条関係)

- ② 地方税法施行規則の一部改正に伴う引用部分の整理及び字句の整理を行う。(第52条関係)

【固定資産税】

- ① 地方税法の一部改正に伴い、引用部分の整理を行う。(附則第10条関係)
- ② 地方税法の一部改正に伴い、引用部分の整理を行うとともに、大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置に係る割合を規定する。(附則第10条の2関係)
- ③ 大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置を受けようとする者がすべき申告について規定を加えるとともに項の繰下げ及び地方税法の一部改正に伴う引用部分の整理を行う。(附則第10条の3関係)

【軽自動車税】

- ① 地方税法の一部改正に伴い、既に適用期間が終了している軽自動車税の環境性能割を非課税とする臨時的軽減措置に係る規定を削るとともに、条の繰上げを行う。(附則第15条の3及び第15条の3の2関係)
- ② 地方税法の一部改正に伴い、既に適用期間が終了している軽自動車税の環境性能割の税率を1%減らす臨時的軽減措置に係る規定を削る。(附則第15条の7関係)
- ③ 軽自動車税の種別割のグリーン化特例(軽課)について、特例の期限を3年間(25%軽減の対象については2年間)延長するとともに、引用部分の整理及び項の繰上げを行う。(附則第16条関係)
- ④ 引用部分の整理を行う。(附則第16条の2関係)

【市たばこ税】

地方税法施行規則の一部改正に伴い、引用部分の整理を行う。

(第104条及び第107条関係)

(2) 桶川市都市計画税条例の一部改正 (改正条例第2条関係)

地方税法の一部改正に伴い、引用部分の整理を行う。

(附則第2項から第4項まで及び第17項関係)

3 施行期日

令和5年4月1日